

1 事案の概要

本件は、被申立人Y（以下「会社」という。）が、①申立人X（以下「組合」という。）からの、令和5年2月18日付けの団体交渉（以下「団交」という。）申入れについて、組合のA1組合員の未払賃金の計算書を持参して同年3月8日に団交を行うことを応諾したにもかかわらずこれを行っていないことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条2号に該当する不当労働行為であるとして同月9日に当初申立てがなされ、その後、②組合からの同月10日付けの団交申入れに応じなかったことが、同号に該当する不当労働行為であるとして同月17日に追加申立てがなされ、さらに、③本件不当労働行為救済申立手続において、会社が組合のA2組合員を労働者として雇用していたことを否定していることが、同条1号及び4号に該当する不当労働行為であるとして同年11月15日に追加申立てがなされた事件である。

2 本件の争点

- (1) 組合が、会社に対して、令和5年2月18日付けで申し入れた団交について、会社が、A1組合員の未払賃金の計算書を持参して同年3月8日に団交を行うことを応諾したにもかかわらずこれを行っていないことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。
- (2) 会社が、組合からの令和5年3月10日付けの団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当するか。
- (3) 本件不当労働行為救済申立手続において、会社がA2組合員を労働者として雇用していたことを否定していることは、労組法7条1号及び4号の不当労働行為に該当するか。

3 主文の要旨

- (1) 会社は、組合が令和5年2月18日付けで申し入れた団交に、A1組合員の未払賃金の計算書を持参して誠実に応じなければならない。
- (2) 会社は、組合が令和5年3月10日付けで申し入れた団交に、誠実に応じなければならない。
- (3) 会社は、組合に対し、組合からの令和5年2月18日付けの団交申入れに対し、A1組合員の未払賃金の計算書を持参して同年3月8日に団交を行うことを応諾したにも

かかわらずこれを行っていないこと及び組合からの同月10日付けの団交申入れに応じなかったことが不当労働行為であると認定された旨の文書を交付しなければならない。

(4) その余の申立ては棄却する。

4 判断の要旨

(1) 争点(1)について

ア 組合が、会社に対して、令和5年2月18日付けで申し入れた団交について、会社は、A1組合員の未払賃金の計算書を持参して同年3月8日に団交を行うことを応諾したにもかかわらず、同日にこれを行わなかった。

イ この点、会社は、令和5年3月8日の団交については、会社のB1代理人の母親が同年1月下旬に死亡し、高齢の父親の介護問題などを処理しなければならなかったために団交当日に延期を求めたにすぎない旨主張する。

しかし、団交当日に突発的な事情が発生して延期を申し出たものとは認められず、仮に、上記の問題が団交日時を決めた同年2月20日以降に生じたものであったとしても、B1代理人は同月10日の団交において、1週間以内にA1組合員の未払賃金の計算を提示する旨約しているのであるから、やはり団交を延期する理由として合理性は認められない。そして、会社はそれ以降、組合に対し、代替日を提案したり、A1組合員の未払賃金の計算書を交付するなどの対応をした事実も見受けられない。

このような事情からすると、会社による上記団交の延期の求めは、団交拒否と評価せざるを得ず、会社の上記主張は採用できない。

ウ また、A1組合員の未払賃金の計算について、会社は、他事件に関連した和解協議の一環であり、無条件に暫定的な賃金計算を行うかのごとく約束したことはない旨主張する。

しかし、会社は、民事訴訟の和解及び他事件の取下げ後に行われた令和5年2月10日の団交において、A1組合員の未払賃金の計算を提示する旨約しているところ、このことは会社の上記主張と矛盾する。また、会社のA1組合員の未払賃金の計算が和解協議の一環であると認める事実も見受けられず、会社の上記主張は採用できない。

エ なお、会社は、本事件係属中に団交を開催した旨主張する。

しかし、組合と会社との間で、組合が同年2月18日付けで申し入れた団交が行われたものと認めることはできず、会社の上記主張は採用できない。

オ さらに、会社は、A1組合員の未払賃金に関する具体的な交渉は、弁護士法72条

に該当する可能性が高いため、そのような内容の組合との団交には応じる義務がない旨主張する。

しかし、組合が団交により A 1 組合員の未払賃金に関する具体的な交渉を行うことは、同条所定の法律事務を取り扱うことには当たらない。

したがって、会社の上記主張は採用できない。

カ 以上から、組合が、会社に対して、令和 5 年 2 月 18 日付けで申し入れた団交について、会社が、A 1 組合員の未払賃金の計算書を持参して同年 3 月 8 日に団交を行うことを応諾したにもかかわらずこれを行っていないことは、労組法 7 条 2 号の不当労働行為に該当する。

(2) 争点(2)について

ア 会社は、組合からの令和 5 年 3 月 10 日付けの団交申入れに応じなかった。

イ(ア) 組合が、会社に対して、令和 5 年 3 月 10 日に申し入れた団交の申込書には、協議事項として、同年 1 月 16 日以降、いかにして会社が B 2 から営業譲渡を受け A 2 組合員及び A 3 組合員（以下「A 2 組合員ら」という。）が排除されることになったかの説明等を求める旨が記載されていた。

(イ) まず、会社と B 2 との関係について検討すると、両社の経営陣の一体性が認められ、また、両社の業務面、労務面、会社及び B 2（以下「会社ら」という。）の事業の引継ぎの態様、会社が B 2 を利用して業務を行うことになった経緯、会社に組合排除の意思が推認されること等から、労組法上の使用者性を判断する場面においては、会社と B 2 とは実質上一体と認められる。

(ウ) もっとも、会社は、A 3 組合員については B 2 に雇用された労働者であったことを認めているものの、A 2 組合員については個人事業主であり労働者ではない旨主張している。

しかし、A 2 組合員は、いわゆる個人償却制の運転手として、令和元年 8 月 1 日に会社に入社し、業務の内容や基本的な労働条件に変更なく、令和 3 年 1 月 1 日から、B 2 に移籍しているところ、A 2 組合員は会社らの事業組織に組み入れられ、会社らの広い意味での指揮監督下で労務提供を行っており、一定の時間的場所的拘束を受けていたものといえる。また、その報酬には労務対価性が認められ、会社らからの個々の業務の依頼に対して、基本的に応ずべき関係にあり、その契約内容の決定は一方的であったといえる。さらに、A 2 組合員に顕著な事業者性は認められない上、会社らは A 2 組合員の労組法上の労働者性を否定している態度と矛盾する行動をとっている。

これらを総合考慮すると、A 2 組合員は、会社らとの関係で、労組法上の労働者であると認められる。

(エ) そして、前記(イ)のとおり、会社とB 2とは実質上一体であったのであり、会社らは労組法上の労働者であるA 2 組合員らの使用者であるというべきところ、令和5年1月16日以降、いかにして会社がB 2から事業譲渡を受けA 2 組合員らが排除されることになったかの説明等を求める協議事項は、すなわち、A 2 組合員らが会社らから解雇されたことについての説明等を求めているにほかならず、義務的団交事項である。

ウ 次に、組合から会社への令和5年3月10日付けの団交の申込書には、協議事項として、①（令和2年12月末の）A 2 組合員の会社の退職手続について説明等を求める旨、及び②「その他、組合員の労働条件に係ることで当日回答可能なことについて」が記載されていた。

この点、A 2 組合員が労組法上の労働者であったことは前記イ(ウ)で判断したとおりである。

そして、①会社の退職手続について説明を求めることは義務的団交事項であることに疑いはなく、また、前記イ(ア)及び①の協議事項に付随するものとして②の協議事項があったとしても不合理とはいえない。

エ また、会社が団交を拒否する正当な理由を認める事実も見受けられない。

オ したがって、会社が、組合からの令和5年3月10日付けの団交申入れに応じなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に該当する。

(3) 争点(3)について

不当労働行為救済申立ての審査手続において、一方当事者が自らの見解を主張することは正当な権利であって、特段の事情がない限り、かかる権利の行使をもって不当労働行為を構成するものではない。

したがって、本件不当労働行為救済申立手続において、会社がA 2 組合員を労働者として雇用していたことを否定していることは、労組法7条1号及び4号の不当労働行為に該当しない。